

# 農業委員会だより

発行／編集 山陽小野田市農業委員会 TEL71-1645 令和5年3月



令和4年度山陽小野田市農林水産まつり(12月4日)

## 目次

会長あいさつ ②

「農業政策に関する意見書」  
を市長に提出 ③②

地域計画の策定が始ま  
ります ④

島根県中山間地域研究  
センターの研修報告 ⑤

農地法の申請は農業委  
員会にご相談を ⑥

農業委員会のDXにつ  
いて ⑥

農業へチャレンジ ⑦

委員の活動報告 ⑦

レシピ紹介 ⑧

農業者のための農業者年  
金制度 ⑧

編集後記 ⑧



# タブレット活用で新しい農業委員会へ

山陽小野田市農業委員会 会長 田尾 光一



はじめに、先に発生した農業委員会事務局における新型コロナウイルス

イルス感染症の集団感染により農業委員会業務に支障をきたし、農業者をはじめ市民の皆様にも多大な迷惑をお掛けいたしましたこと、衷心より深くお詫び申し上げます。

さて、現在、国においては通常国会が開催され、国内外の政策課題が審議されています。岸田首相の施政方針演説では、明治維新から77年後に先の大戦の終戦があり、そこから77年後が2023年であり、我々は再び歴史の分岐点に立っているとのこと。コロナ禍の3年間、終息が見えないウクライナ紛争、厳しさを増す我が国の安全保障環境、止まらない物価高など、まさに今は社会の大きな転換期であるといっても過言ではありません。

特に、農業分野においては、食料安全保障の問題が取りざたされており、肥料や農薬、飼料代などの高騰により、農業、畜産・酪農業界は、大きな痛手を受けております。また、食料・農業・農村基本計画に定める我が国の食料自給

率は、依然低下傾向にあり、今後、輸入相手国が食料品の輸出を抑制することが考えられる中、食料確保に向けた農地行政への影響が懸念されるところです。

農業委員会では、農地利用最適化活動の推進のため、国のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進政策に沿って、農業委員会サポートシステムを活用したタブレットの導入による業務の効率化を図っています。農業委員・農地利用最適化推進委員の28人には全員にタブレットを配付し、毎月開催する農地利用最適化会議において、研修を実施してスキルアップを図っています。今後は、農業委員会総会のペーパーレス化、農地利用状況調査での活用、新たに始まる地域計画での意向調査など、タブレットをフル活用し、農業委員会活動の円滑な推進を図ってまいります。

終わりに、今後とも農業委員会は、農業者に寄り添いながら活動を展開してまいりますので、農業のことは、まずは農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談ください。農家の皆様におかれましては、今後ともご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 「農業政策に関する意見書」を市長に提出

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善に関する具体的な意見を提出しなければならぬようになっていきます。

このため、農業委員会は、毎年、市長に対して意見書を提出していますが、令和4年度においては、9月30日に田尾会長、木村幹事長及び五十嵐副幹事長が市長を訪ね、「令和5年度農業政策に関する意見書」を提出し、農業情勢に



関する懇談を行いました。

市からは、市長をはじめ副市長、経済部長、経済部次長が出席され、米価の低迷、農薬・肥料などの生産資材価格の高騰で農家は大きな痛手を受けていること、農地利用最適化活動の効率化を図るため農業委員会にタブレットを導入したこと、今後とも市の農政部局との連携を深化させ目標地図の素案を作成することなど、およそ30分間、闊達な意見交換を行いました。

特に、市長からは農村RMOに関するご提言をいただき、地域に暮らすあらゆる分野の人たちが知恵と力を出し合い、地域や農業を守っていくことの重要性を再確認することができました。

なお、この意見書は、農業委員会の幹事会が中心となつて作成し、農業委員・農地利用最適化推進委員の要望なども十分に反映した上で、「地域計画の策定に向けた取組の強化」、「国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用」及び「担い手等の農業人材の確保・育成」の3点について意見をとりまとめ、令和5年度の予算編成に間に合うよう提出したものです。

意見書の概要及び市の取組は、次ページをご覧ください。



農業委員会の意見	令和5年度の取り組み等
<p><b>①地域計画の策定に向けた取組の強化 (意見の概要)</b>                      農業経営基盤強化促進法が改正され、令和5年度・6年度で地域計画と目標地図の策定が義務付けられた。農業を効率化し、地域の話し合いを進めるために次の支援が必要である。</p> <p><b>(具体的な施策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基盤整備事業などの土地改良事業計画の策定</li> <li>○実務経験のある専門家をコーディネーターやファシリテーターとしての派遣事業の活用</li> <li>○農地利用最適化交付金事業を活用し、デジタル化、農地行政などに精通している者を農業委員会に配置</li> </ul>	<p>地域計画策定に向けた取組としては、令和4年度から、農業委員会・県・農地中間管理機構・JA・市で構成する地域計画推進関係機関会議を定期的で開催し、地域の選定、工程表の作成、意向確認の方法、目標地図の素案の作成などについて協議を進めています。</p> <p>基盤整備事業は、地域農業を維持する上で必要な手段であると考えます。県などの関係機関と連携し、ほ場整備、ため池・用排水路等の整備を計画的に実施することとしています。</p> <p>地域計画策定におけるコーディネーターなどの受入れについては、地域の実情などを考慮し、適切に判断したいと考えます。</p> <p>なお、農業委員会業務に精通している者の配置については、国の補助事業を活用するなど、農業委員会での内部調整に努めていきたいと考えます。</p>
<p><b>②国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用 (意見の概要)</b>                      市の単独事業で防護柵設置の半額補助事業があるが、農家負担が半分必要であるため、十分に活用されていない。一方、国でも鳥獣被害防止総合対策交付金により侵入防止柵の支援を行っており、直営施工の場合は全額の資材費支援（定額）を受けることができる。本市においても、当交付金を活用し有害鳥獣対策事業を推進する。</p> <p><b>(具体的な施策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国の鳥獣被害防止対策交付金の活用</li> </ul>	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した防護柵設置は、直営施工であれば資材費が全額交付となりますが、他市の状況を見ても広域で防護柵を設置しているのが現状であり、市の防護柵設置補助は小規模な防護柵設置を主として補助しています。</p> <p>農業法人等に広域な防護柵設置要望を聞き取りし、交付金事業実施に向けて調整していきます。</p>
<p><b>③担い手等の農業人材の確保・育成 (意見の概要)</b>                      全国的な傾向であるが、農業への新規参入者が少ない現実がある。一方で、現在いる担い手の高齢化は進んでいる。新規就農合同ガイダンス等を活用して、本市の農業をPRする一方で、きめ細かい支援が求められる。</p> <p><b>(具体的な施策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新規就農者育成総合支援を活用し、経営開始に要する資金を助成する。また、新規就農者の雇用元の農業法人等や研修期間中の研修生に対して資金を助成</li> <li>○新規就農者育成総合支援を活用して市の就農相談窓口（就農相談員（コンシェルジュ））を設置し、サポート体制を構築</li> <li>○「農村RMO」の機能を果たすことができるよう、人材の育成・確保などの組織運営の支援</li> <li>○地域計画の策定が農業政策の中核となることから、農林水産課に専任の正規職員を配置</li> </ul>	<p>新規就農者雇用元の農業法人等への資金助成は、県事業「新規就農者定着促進事業」を活用し支援し、また研修期間中の研修生に対しては、国事業「新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）」を活用し、研修後の就農を支援していきます。</p> <p>就農相談は、市職員が担当し、必要に応じて美祢農林水産事務所やJA、農業委員会事務局と連携してサポートしています。</p> <p>市は地域課題の解決に向けた地域運営組織（RMO）への取組みに着手しており、関係部署や地元関係者との連携を図りながら検討を進めます。</p> <p>地域計画の策定においては、農業委員会事務局との連携を強化しながら、現在の職員で対応することとします。</p>



令和5年度から  
地域計画の策定が  
始まりです

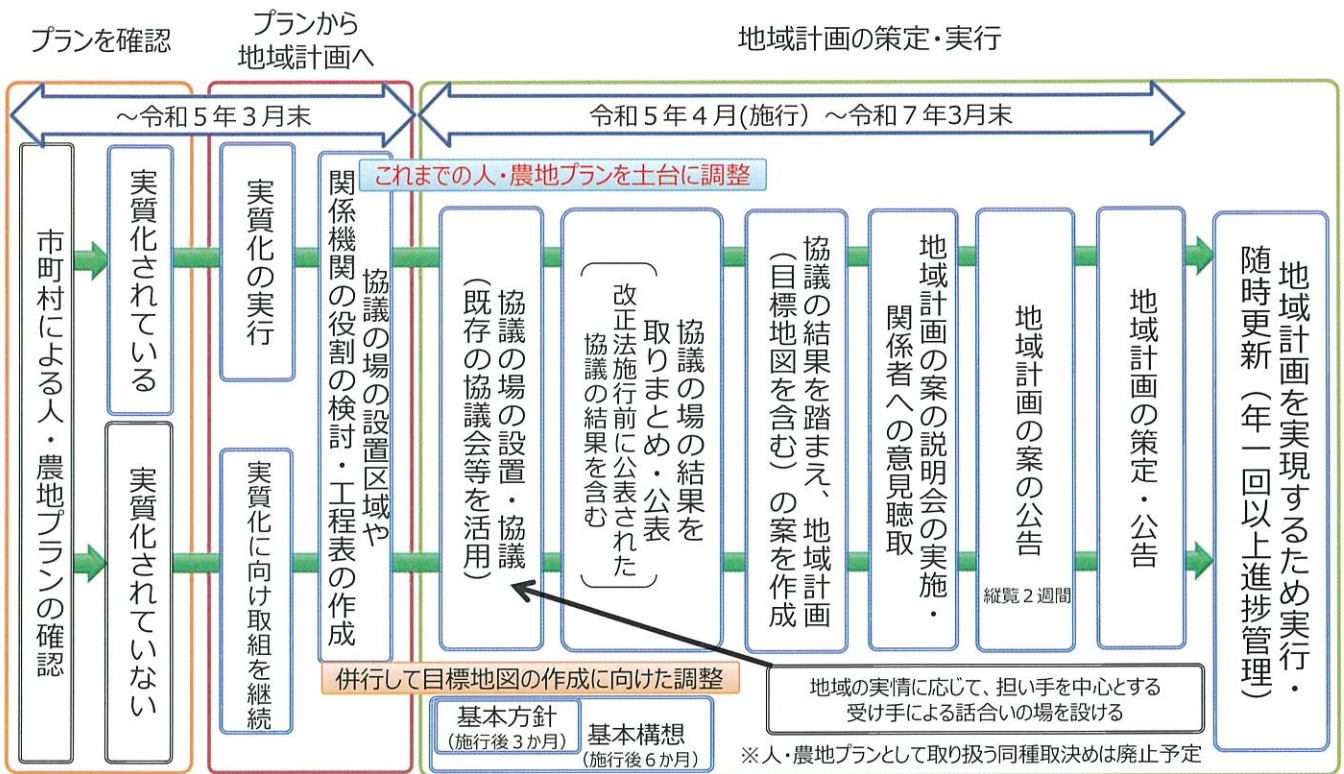
高齢化の進展や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題です。

このため、令和4年に農業経営基盤強化促進法が改正され、①地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、②それを実現すべく、農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めることとなりました。

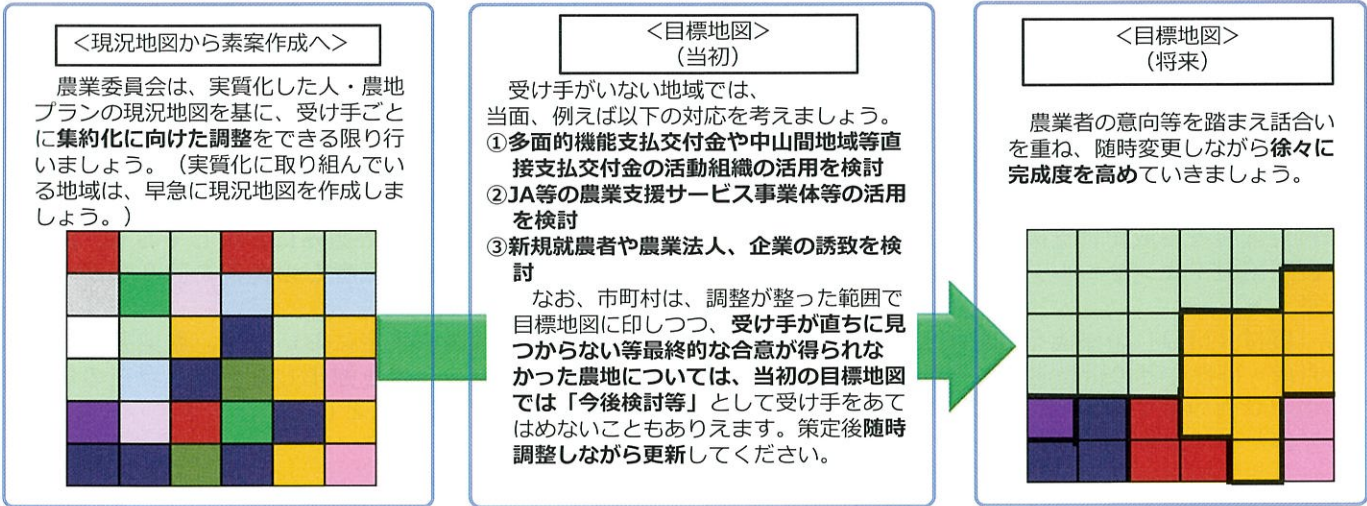
農業委員会では、農地を次の世代に確実に引き継いでいくため、農地の集約化等の実現に向け、地域の皆様のご意向をお聞きしながら、10年後の目標地図（農地利用のあるべき姿）の素案を作成してまいります。

令和5年度から、関係行政機関等が地域の皆様と一体となって話し合いを進め、2年間で市内9地区の地域計画を策定し、担い手の確保・育成、農地の集積・集約化などを進めることで、持続可能な農業の振興を図ることとなります。

■地域計画の策定・実行までの流れ



■地域での話し合いにより農地を集約化していきます





島根県中山間地域研究センターの視察を終えて



幹事長

木村 芳則

令和4年11月21日に山陽小野田市農業委員会の研修視察先として、島根県中山間地域研究センターを訪問しました。この施設は、平成10年に島根県により設立されましたが、その後、中国地方知事会において、中国5県共同の研究センターとして位置づけられています。

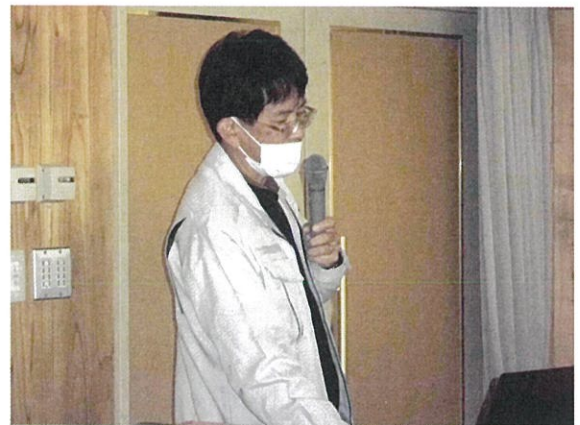


研修風景

そもそも中山間地域とはどこを指すのかと云うと、「平野の端から山間部にいるまでの間で、まとまった平地が少ない地域」のことだそうです。日本の国土の面積の約70パーセントが中山間地域にあたるそうです。日本は平地が少ないため、先人は山の奥まで切り開いて、田んぼや畑を作りました。当時の苦勞が偲ばれます。

さて、今回の研修のテーマは「新たなコミュニティ活動の取組事例の紹介」というものでした。このメニューを選んだのは、本市でも「協創のまちづくり」に取り組み始めており、参考になればと思ったためです。

講義の中では、中山間地域でずっと安心して暮らしていくためにはどうしたらよいか。元気のある中山間地域にするにはリーダーが必要だが、そのリーダーを支える人も必要で、それらを「リーダー群」と呼ぶことを学びました。少し驚いたのは、出雲圏域は全国に先行して、大正時代よりも人口が少なくなっているということでした。



専門研究員の皆田先生

そんな中国地方の中でも、子育て世代の増加率が高い市町村があるそうです。自治体の様々な子育て施策が充実しているのはもちろんですが、それだけでなく、自治会等のコミュニティで、若者の意見が言いやすい雰囲気があることが大事な要素となっているとのことでした。

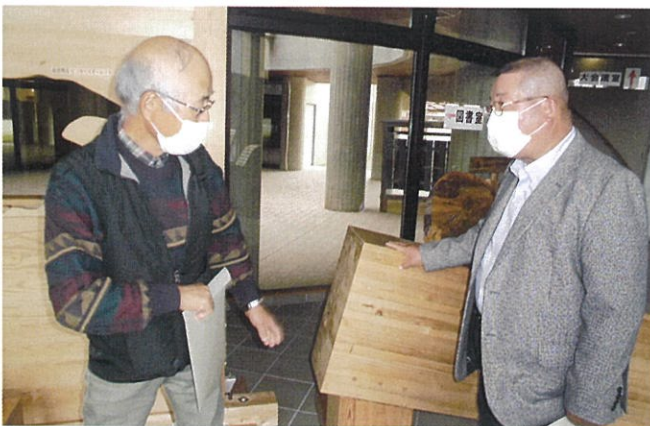
また、共助の最小単位である家族については、3世代同居世帯は減少し、高齢者の一人世帯が増えています。集落や自治会も小規模化し、機能が低下しているため中学校単位にまで、スケールを拡大している地区が多いとのことでした。

講義を聞いての感想は、人口減

少が更に進む中で、高度化、多様化する住民ニーズを、すべて行政で賄うことは困難であるため、いろんな地縁団体をベースとした地域運営組織の活動が今後、重要になるということです。

講義終了後は、広大な施設内を見学して廻り、獣害対策、きのこ栽培、林業の経営モデル、半農半Xの家計持続性等、興味深い研究がされている様子を見学しました。

島根県中山間地域研究センターで、丁寧に対応して下さったスタッフの皆さん、ありがとうございました。



施設内の見学



農地法の申請は農業委員会にご相談を

下限面積要件の撤廃

(令和5年4月からの変更)

これまでは、農地法第3条第2項第5号の規定により、農地を取得しようとする人(世帯員を含む)の取得後の農地面積の合計が30アール(3反)以上でなければ許可されませんでした。この要件が令和5年4月から撤廃されます。これにより、農業と他の仕事を組み合わせた「半農半X」をはじめ、幅広い人材の就農が可能となります。

農地の売買、貸借等の許可のポイント

(許可を受けるためには、次の全てを満たす必要があります。)

【全部耕作要件】

必要な機械の所有状況や農業に従事する人数からみて、申請農地を含め、所有している農地又は借りている農地のすべてを効率的に耕作していること

【常時従事要件】

申請者又は世帯員等が農作業におおむね年間150日以上従事すること

【地域との調和要件】

申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

農地の転用

農地の転用とは

農地を、住宅、駐車場、資材置場、道路、植林等、耕作以外の目的で利用することを農地転用と言います。土地の所有者本人が利用する場合は、農地法第4条の許可が必要です。

また、売買による所有権の移転や貸借等の権利を伴う転用をする場合は、農地法第5条の許可が必要です。

転用の許可基準

農地法では、優良農地が虫食い状態になることを避けるため、市街地に近接した農地や生産力の低い農地等から順次転用されるよう、転用基準を定めています。

【立地基準】

「農地の営農条件や周辺の市街地の状況から転用の可否を判断する基準」と

【一般基準】

「転用の確実性や周辺農地等への被害防除措置の妥当性等で可否を判断する基準」

詳しくは農業委員会事務局

(☎71-1645) まで

農業委員会の

DX(デジタルトランスフォーメーション)について

新型コロナウイルス感染症の影響等で、社会全体でデジタル技術の活用による変革が進められています。テレワークやWEB会議、オンライン申請、EC取引(電子商取引)等がその例です。しかし、DXとは単なるIT化やデジタル化のことではなくITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることと定義されています。

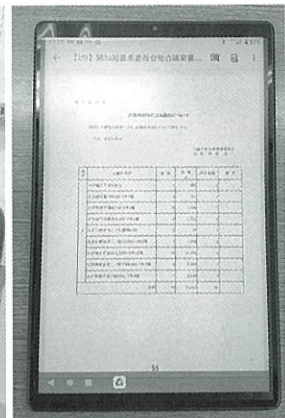
一方で、農業の現場では、農業従事者の高齢化や労働力不足の課題に対応していくために、生産性の向上を図り、農業を成長産業としていくために、スマート農業やDX化の実現が不可欠となります。



タブレット操作研修会



個人レッスン



タブレット端末

農業委員会では、国のeMAFF地図と連携した農業委員会サポートシステムを導入し、毎月の総会後にデータの更新を逐次行い、最新の状態としています。また、国の補助事業を活用して、全委員分28台のタブレット端末を導入しました。今後、農地の利用状況調査や目標地図の素案の作成、農業委員会総会議案の情報共有等を効率的に行うことができます。

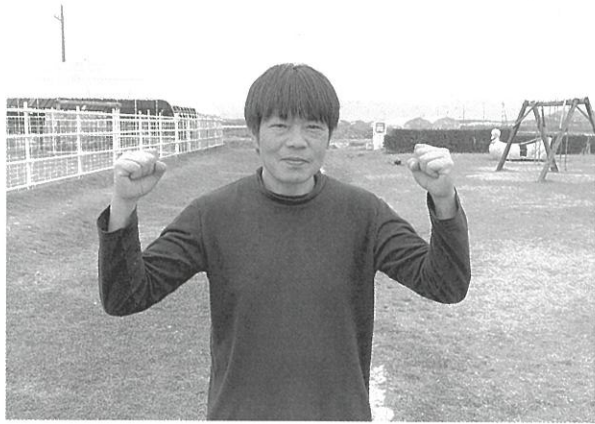


農業へチャレンジ

認定新規就農者

藤田 勲さん

私は、令和4年8月に沖縄本島の最南端にある糸満市から、山陽小野田市に家族4人で移住してきました。沖縄でも人参作りを中心に農業をしてきましたが、両親が高齢になってきたこともあり、私の実家のある北九州市と妻の実家がある宇部市の中間辺りで、農地を探していたところ、縁あって植生干拓をご紹介いただき、入植を決意しました。



令和5年からは、人参、白ネギ、オクラ等の野菜中心に露地栽培で作付けする予定です。また、自宅も植生地区にあります。植生地区担当の農業委員の五十嵐さんには、4Hクラブ（全国青年クラブ）の宇部・山陽小野田地区である「常盤パイオニアクラブ」や、植生地域の活性化目的の団体「はぶてる」にも誘っていただき、仲間づくりや情報交換をさせてもらっています。また、同じ植生干拓にある「花の海」さんにも、大変お世話になっています。

今後の抱負としては、島らっきよや、島にんにく等も栽培して、皆さんに沖縄野菜を知ってもらいたいと思っています。

これからも予想外の困難に見舞われるかもしれませんが、沖縄で培った「真（まこと）そーけー、なんくるないさー」（正しい行いをしていけば、いつかきつと報われる）の精神で、がんばっていきたいと思っています。

皆さん、私の作った人参を見かけたら、農薬を一切使っていないので、是非、お手に取ってください。

委員の活動報告

農業委員

藤井 豊



農業委員に選任され、活動を重ねていくうちに、農業経営の環境に様々な問題があることを再認識することとなりました。

私が今、一番気掛かりなことは、私もそうなのですが、後継者不足による耕作放棄地の増加です。委員として耕作放棄地の減少に向けて、利用権設定等で新しく耕作者を探すことがあります。しかし、肥料や農薬、資材費、燃料費等の高騰で、経営規模の大小や個人、法人の別に関わらず、経営環境の悪化から、耕作面積の縮小や廃業を考へておられる方が多いことをよく耳にします。また今回は、運よく利用権設定ができて、数年先は、また同じことの繰り返しとなることが多いと思われます。

この問題を解決する特效薬はありません。さらに、ロシアのウクライナへの侵攻で、世界的に穀物不足や資源の奪い合いとなっており、暗たんたる先行きです。

小さなことかもしれませんが、地域の声を私たち農業委員が聞き取り、行政への提案も今以上に積極的に行っていかなければなりません。地道な活動を継続し、少しでも前進させるため、お手伝いをしたいと思っています。

農地利用最適化推進委員

久芳 勝彦



私は、本市の農地利用最適化推進委員のほか、令和4年度からは山口県農協青壮年部委員長を務めています。しかし、私が就任したのは新型コロナウィルス感染症の流行の真ただ中でしたので、壮青年部の活動自体も縮小や中止を余儀なくされることが多くなりました。そんな中で感じたことは、活動ができなかった期間は、今まで気づけなかった課題の発見や、当たり前にできていたことの有難さ、感謝の気持ちを再認識する良い機会となりました。また、実際に人と会い話しをすること、思いを伝えること、そして、心がつながることがいかに大切かを実感したところです。

さて、本市の農業委員会活動に話を戻しますと、昨年の10月からタブレット端末が各委員に貸与され、使い方の研修が毎月行われています。これもデジタル化の流れだと思いますが、便利になることは結構ですが、これからは農家の皆さんとの交流や生の声を聞くアナログな活動も大切にしながら、推進委員の仕事を続けていきたいと思っています。



## レシピ紹介

### 材料（2人分）

梅漬けのシソの葉	500g
きざみ昆布	100g
ちりめん	100g
砂糖	250g
酒	大さじ2
いりごま	少々
かつお節	15g



### 作り方

- ① 梅漬けの容器からシソの葉を取り出し、軽くしぼる。
- ② ①を小さく刻む。
- ③ 鍋にシソの葉、酒、きざみ昆布、ちりめん、砂糖を入れ、よく混ぜる。
- ④ ③を弱火で加熱し、よくかきまぜながら火が通るまで煮る。
- ⑤ 最後にかつお節といりごまを入れ、水分がなくなったら火を止める。
- ⑥ 保存パックに詰め、冷蔵庫で保存すると2か月はもちます。

梅干しが無くなるとシソが残り、捨ててしまうのがもったいなくて作ってみました。保存ができ、ごはんのおかずとして大人からお子さんまで食べやすいです。食欲のないときは、お茶漬けにしてもいいです。



山本シゲ子

農業委員会 会長職務代理者

シソの葉の佃煮

## 農業者のための

## 農業者年金制度

### 加入資格

次の3つの要件のすべてに該当する必要があるります。

- ① 年間60日以上農業に従事している
- ② 国民年金の第1号被保険者である
- ③ 年齢は20歳以上60歳未満である

### 保険料

保険料の額は、月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に決められます。

### 終身年金

農業者年金は、原則65歳から終身（生涯）受け取ることができます。

### 担い手には保険料の国庫補助

認定農業者で青色申告等の一定の要件に該当する人は、保険料の国庫補助を受けられることができます。

※農業者年金の内容やご相談については、農業委員会にお問い合わせください。

## 編集後記

農業委員の任期も、残すところ3か月あまりとなりました。この間、農地調査を通して感じたことは、遊休農地の改善が進まないことです。原因は色々あるでしょうが、一番は耕作しても儲からないからだと思っています。このような農地は山際の耕作条件が悪い所が多く、将来農地として活用することはまずないし、農家も扱いに苦慮されていることと思われまます。農地法の縛りはあるにせよ、早くこの呪縛から解放してあげることも、ある意味、農地の活性化につながるのではないのでしょうか。遊休農地問題は、農業に関わるすべての人の課題です。私も微力ながら、少しでもお役に立てればと考えている次第です。

國吉 彰

私が小学生低学年の時の農村の風景は、農耕や運搬は役用牛で、こんなところにも田畑があるのかと思つたことを懐かしく思い出します。現在では農業の機械化が進んでしまいましたが、耕作放棄地は増え、「兔追ひし彼の山」の風景は大きく様変わりして、大変寂しく感じております。耕作放棄地を増やさないようにしなければなりません。そのためには、政府は農村と農業、そして農地を守るための政策に本腰を入れていただきたいと思っております。

水津 治